

様式第4（第4条関係）

体験の機会の場に関する認定要件不適合通知書

年 月 日

申請者

（氏名又は名称・代表者）様

豊橋市長

㊟

年 月 日付で、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第20条第3項の規定により申請のあった体験の機会の場の認定については、同条第7項の規定により、下記とおり認定要件に適合しないことを通知します。

記

- 1 体験の機会の場の名称
- 2 体験の機会の場の所在地
- 3 認定要件に不適合と認める理由

異議申立て等

この処分について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、豊橋市長に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、豊橋市を被告として（訴訟において豊橋市を代表する者は豊橋市長となります。）、提起することができます。ただし、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定の送付を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。